

第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

加賀市には国指定の重要文化財である江沼神社長流亭や2つの伝統的建造物群保存地区等をはじめとした歴史的建造物が数多く所在する。また、市内各地域には古くから現在まで受け継がれてきた祭礼をもつ社寺などが残っており、加賀市の多様な歴史的風致を形成している。そのなかで歴史的・学術的に価値が高いものは文化財保護法、石川県文化財保護条例、加賀市文化財保護条例に基づく文化財の指定などにより、保存や活用のため必要な措置を講じてきた。しかし、それらは市内に所在する歴史的建造物の一部に過ぎず、未指定の歴史的建造物に対しては十分な対応ができていないといえる。

さらに近年では景観や観光の観点からの文化財保存・活用の重要性が高まってきている。観光客を受け入れる建造物に関しては耐震性や防火体制を十二分に確保する必要があり、維持管理に加え安全性の確保が求められるが、十分とはいえないものもある。また、歴史的建造物の維持・修理には通常の建造物に比べ多額の費用がかかる傾向があり、所有者の負担が大きい。

(2) 歴史的町並み環境の保全・形成に関する課題

歴史的建造物の周辺において、景観を損ねる建築物や工作物が依然として見られるほか、同地区においては今後の建造物の老朽化、空き家や空き地の増加が見込まれる。また、市内で電線の地中化が進められた地区は少なく、町屋が集積する大聖寺地区においても電線や電柱が残っている。

(3) 伝統行事などの伝統文化の継承に関する課題

NPO法人や地域団体による住民主体の独自の文化活動が新たな流れとして取り組まれており、芸術・芸能の各文化団体では後継者育成等に尽力しているが、これら文化団体を総括する文化推進組織が構築されておらず、文化団体の掌握や連携が不十分な状況である。

また、近年の少子高齢化等による人口減少や地域コミュニティの希薄化といった社会環境の変化による地域固有の伝統行事や祭礼の後継者の育成が困難となっている。さらに、広く市民が身近に接する機会として、伝統行事の稽古、発表の場が十分ではなく、意識が低下している状況にあり、活動の継承につながる支援や仕組み、各団体の協力体制が求められる。

(4) 歴史的風致の情報発信と活用に関する課題

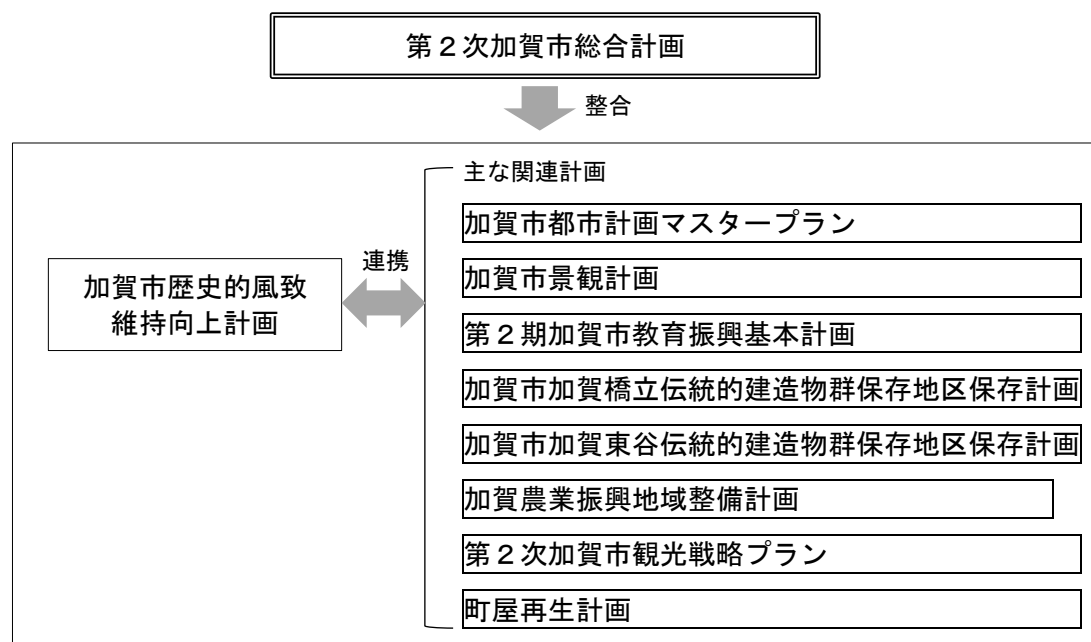
九谷磁器窯跡では、便益施設や遺構展示施設の設置を行い、部分的に史跡公園として開放するなど、活用が進められている施設がある一方、歴史民俗資料館は老朽化のため廃止され、埋蔵文化財をはじめとした収蔵品の展示活用がされていない状況である。また、文化振興拠点施設（展観施設・文化施設）は施設の老朽化による修繕箇所が増加し、市有化した旧新家住宅をはじめ歴史的建造物の維持管理及び活用が求められている。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

令和6年（2024）に北陸新幹線敦賀延伸が予定されており、観光客の増加が見込まれる。自動車で訪れる観光客だけでなく、鉄道で訪れる観光客に対しても、駅から観光地までのルート案内や案内板等の情報提供を十分に行う必要がある。また、地域住民や観光客が周遊中に休むことができる公園やトイレの数が少ない。

2. 上位計画及び関連計画との関係性

本計画は、平成28年（2016）に策定した「第2次加賀市総合計画」に即する計画とし、また、「加賀市都市計画マスタープラン」や「加賀市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、加賀市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。



加賀市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

（1）加賀市総合計画（平成28年（2016）12月策定）

本計画の基本構想は、計画期間を平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までとし、加賀市が目指すべき将来都市像（テーマ）を「自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち ～地域の強みを活かし、ともに進める 人・まちづくり～」と定め、7つの基本方針に従い、各施策を推進している。

【基本方針】

- ①安心の子育てと地域に根差した教育による笑顔あふれるまちづくり
- ②観光と歴史、文化の振興による賑わいのあるまちづくり
- ③ものづくりと雇用創出で、活力と勢いのあるまちづくり
- ④いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり
- ⑤みんなが手を取り、いきいきと安心して暮らせるまちづくり
- ⑥豊かな自然を守り育てる、美しく快適なまちづくり
- ⑦将来を見据えた、効率的な行財政で支えるまちづくり

(2) 基本方針2

観光と歴史、文化の振興による賑わいのあるまちづくり

「観光」「歴史」「文化」

本市が有する豊富な観光資源をみがき上げ、魅力的な交流・観光体験プログラムを作成して充実させながら、観光プロモーション活動を拡充させ、国内外からのさらなる誘客促進を図ります。

また、伝統文化をはじめとした地域に根づいた文化資源や文化活動を観光・交流に活用することで、地域のつながりや活力を維持しながら、市民の地域への愛着や「おもてなし」の向上を図ります。

① 戦略的な観光振興施策の推進

本市が有する温泉や歴史文化を積極的に活用するとともに、観光を取り巻く現状を把握し、観光入込客や観光消費額の増加に向けた目標設定・評価・改善を行うことで、さらなる本市の魅力の発信と誘客の強化、観光客の受け入れ態勢の充実を行うなど、戦略的な観光振興施策を推進します。

② 三温泉共創による地域の魅力づくりの推進

山代温泉、山中温泉、片山津温泉の三温泉地が有するそれぞれの個性を十分に活かしながら、温泉資源に加え、自然、歴史、伝統、文化、食などの魅力的な資源を融合させ、「おもてなし」のこころで、三温泉の共創による観光地としての魅力づくりを推進します。

③ 都市圏への戦略的観光プロモーションの推進

北陸新幹線金沢牧野開業を見据え、これまで以上にアクセスが向上する首都圏を中心とした国内の都市圏に向け、本市の魅力を発信する観光プロモーションを戦略的に展開し、さらなる観光客の増加に向けた取り組みを推進します。

④ 海外都市交流とインバウンド観光の推進

本市に隣接する小松空港などを活用し、海外都市との交流を促進するとともに、今後、さらなる増加が見込まれるアジア圏を中心とした諸外国への観光プロモーションを強化し、福井県の自治体との県境を越えた広域連携による誘客施策なども積極的に展開しながら、インバウンド観光を推進します。

⑤ 国内都市との広域交流の推進

国内友好都市である、新潟県新発田市や北海道赤平市と、スポーツや教育・文化などの交流を深めるとともに、南加賀を中心とした近隣自治体との連携を強化し、歴史や文化などの共通テーマの広域資源を活かした観光誘客を行うなど、相互の地域発展に向けた交流を推進します。

⑥ 伝統文化の継承・文化活動の充実

「菖蒲湯まつり」や「御願神事」、「ぐず焼き祭り」などの伝統ある祭事や、山中節や能楽などの伝統芸能、坂網舞の伝統舞法、治部煮や柿の葉寿司などの伝統料理をはじめ、本市が有する地域に根付いた伝統文化資源を調査するとともに、それらの保存・継承に関わる人材の育成や活動に対する支援により、市民の地域への愛着醸成と、伝統文化の未来への継承を図ります。

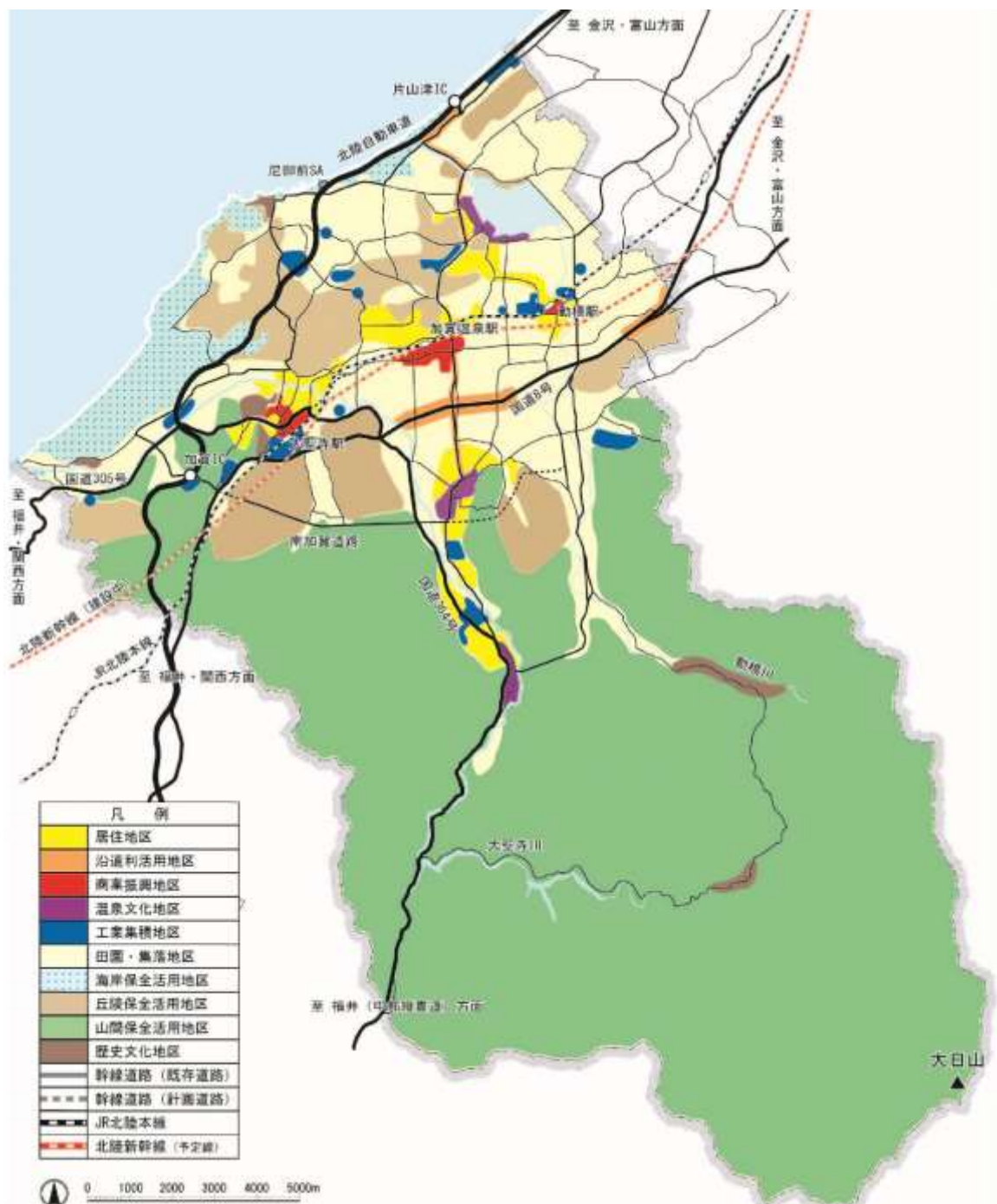
基本方針2の内容

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(2) 加賀市都市計画マスタープラン（平成31年（2019）4月策定）

本計画は、上位計画である加賀市総合計画の改定や都市計画基礎調査の実施のほか、加賀市医療センターの開院や北陸新幹線金沢敦賀間整備等の加賀温泉駅周辺を中心とした都市基盤の変化、人口減少・少子高齢化の進行、市街地の空き家・空き地の増加など、都市構造や社会情勢の変化に対応した都市づくりを目指すため、概ね20年後のめざすべき都市像を示し進められている。

全体構想の都市づくりのテーマを「ひと・もの・地域がつながる 住んでいたい 訪れてみたい 輝きが集約されたまち」と掲げている。



土地利用方針図

【土地利用の方針】※歴史風致に係るものを抜粋

④温泉文化地区

山代・山中・片山津温泉では、宿泊施設や商店街及び住民が連携し、総湯を核とした温泉文化を継承・再生し、自然の恵みである温泉資源を観光客と市民が共に享受できるよう、それぞれの特色に応じた情緒ある温泉街の保全・形成とともに、地域住民の生活にも配慮した商業機能の集積を図ります。また、観光客のみならず地域住民の生活利便性の確保のために、市街地としての生活利便施設の集積や充実を図ります。



山中温泉ゆげ街道

⑥田園・集落地区

郊外の集落においては、開発は既存集落の範囲に極力留め、無秩序な開発を抑制し、田園や丘陵地等と共存した住環境の充実と、集落の活力維持を図ります。

農地は、農産物の生産エリアとしての役割だけでなく、豊かな田園風景の創出や防災機能を有することから、開発を抑制し保全に努めます。

郊外においては、農業等との調整が図られるものを除き、商業地としての新規開発を抑制します。



田園風景

⑦海岸保全活用地区

越前加賀海岸国定公園の加賀海岸をはじめ、橋立地区の丘陵地や柴山湯周辺などでは、自然環境及び景観を保全するとともに、柴山湯遊歩観光ルートプロジェクトの推進や白山眺望を巡るルートの確立など、これらの資源の活用を図ります。



加佐の岬

⑧丘陵保全活用地区

市街地を取り囲む丘陵地においては、無秩序な開発を防止し、身近な里山として自然と共存した有効利用を図ります。

中央公園などの大規模公園では、市民の健康増進や各種イベントなど、多様なニーズに対応した施設を充実するとともに、橋立自然公園などでは、自然体験型のレクリエーション施設と運動施設の充実を図ります。

地区内に存在するゴルフ場などは、周辺環境との調和に配慮しながら現状規模を維持するものとします。

⑨山間保全活用地区

中山間地においては、産出される農産物や豊かな自然を活用した交流や地域の振興を図るとともに、大聖寺川や動橋川の源流域となる市南部に広がる山地においては、官民連携による林業の振興と森林保全を図ります。また、土砂災害などの自然災害への備えと対策の充実を図ります。

県民の森については、自然を体感し楽しむことができる貴重なエリアとして、自然環境の保全に努めます。



石川県県民の森

⑩歴史文化地区

大聖寺地域の山の下寺院群や旧城下町をはじめ、橋立町及び大聖寺瀬越町の北前船主の里においては、歴史文化資産を活かしたまちなみ整備などを推進し、市内外の人々が、歴史と風格を感じられる地域づくりを行います。

大日山系の麓に位置する東谷地区の山村集落では、清流や背後の山々と調和した景観を保全し、自然豊かで恵み豊かなふるさとづくりを推進します。



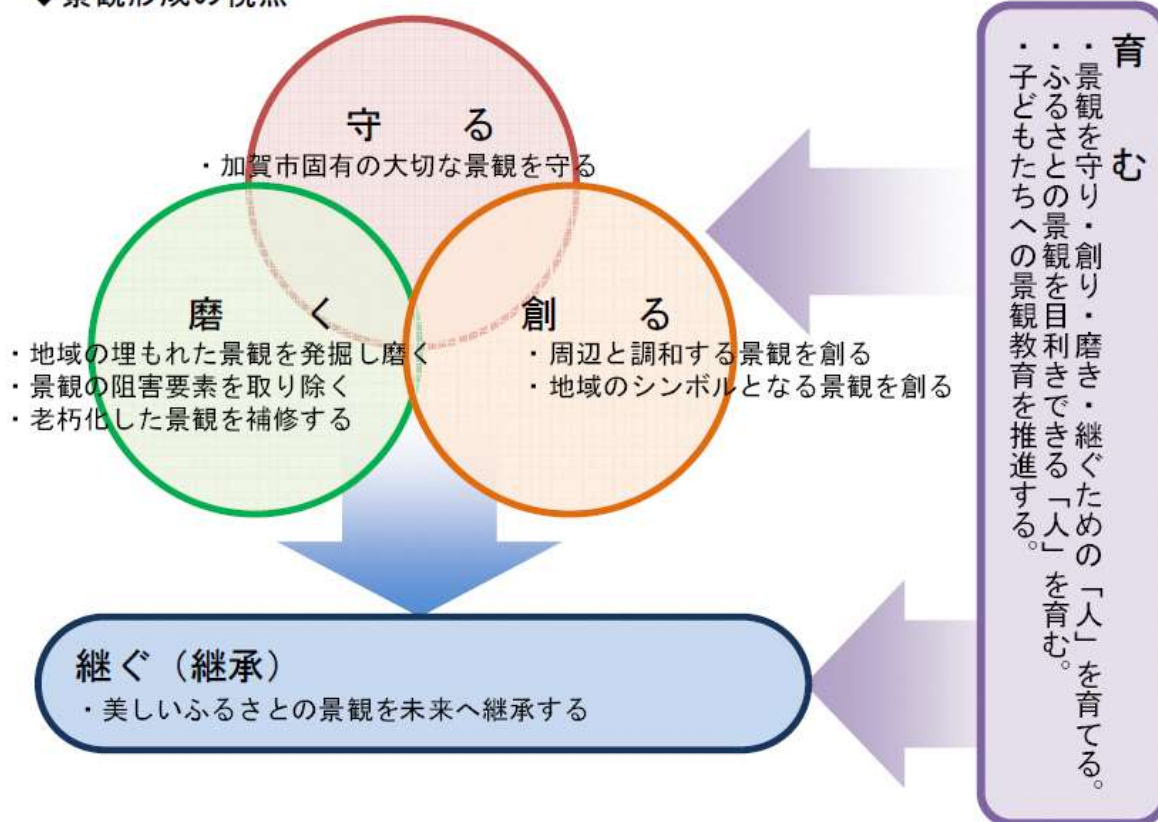
橋立地区の北前船主集落

（3）加賀市景観計画（平成24年（2012）4月策定）

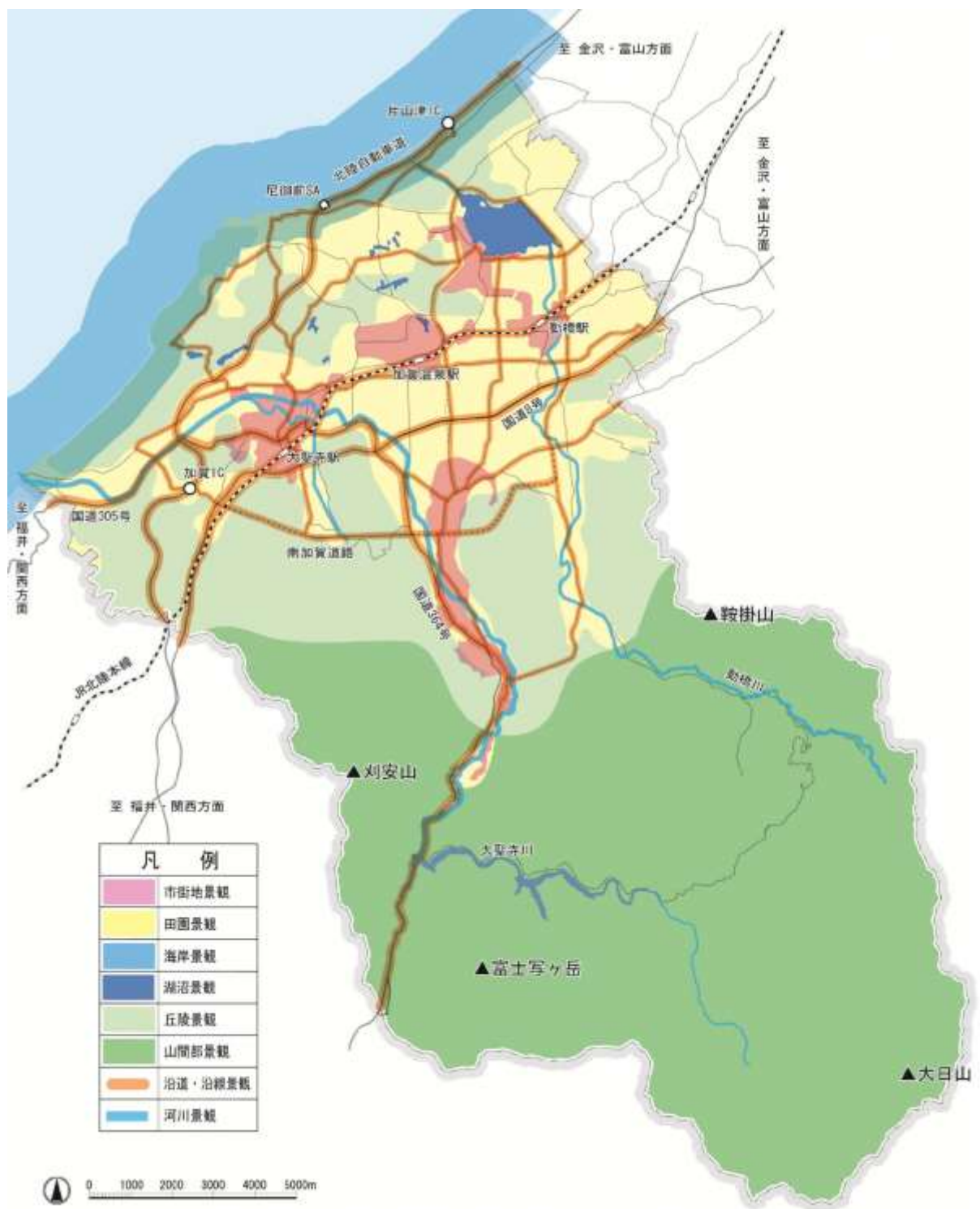
本計画では、市民・事業者・市の協働により、加賀市の魅力的な景観を継承していくため、景観形成の目標を「自然と歴史・文化が織り成す美しい景観の形成 ～誇りと愛着をもてるふるさとの景観づくり～」とし、「守る」「磨く」「創る」「育む」「継ぐ」の5つの視点で景観形成を進めている。

- 自然：鶴仙溪、江沼平野、柴山湯、加賀海岸など、個性あふれる自然景観を「守り」ます。
- 文化：大聖寺山ノ下寺院群、北前船主の里の橋立地区、昭和初期の山村風景を色濃く残す東谷地区などの歴史・文化的景観を「磨き」、「継承」します。
：片山津温泉、山代温泉、山中温泉や市街地などの品格あるまちなみ景観は、個別の景観資源を「守り」つつ、これらと調和する景観を「創り」ます。
- 人：日常生活や生業の中でふるさとの景観づくりに関わる人を「育み」ます。

◆景観形成の視点



景観形成の視点



景観類型図

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

（４）第２期加賀市教育振興基本計画（平成30年（2018）3月策定）

本計画は、国や県の教育振興基本計画を参酌したうえで、第2次加賀市総合計画等を踏まえ、「地域に学び未来への創造力を育む人づくり」を目指し、加賀市の実情に応じた教育振興の施策を定めたものである。

文化振興事業と文化財保護の充実も計画の柱であり、「地域の文化を高める文化振興事業」として、次を実施している。

（１）市民の文化活動の促進と支援

- ① 各展観施設解説ボランティアの養成と活用
- ② （仮称）「加賀市文化協会」の設立
- ③ 美術鑑賞・歴史資料見学の実施

（２）参加型プログラムの充実

- ① 九谷焼体験等の事業の充実
- ② 科学体験事業の推進
- ③ 参加型事業の拡大

（３）加賀市ゆかりの人物紹介と関連するイベント等全国発信事業の推進

- ① 中谷宇吉郎にちなむ情報発信事業
- ② 山中温泉芭蕉祭の開催
- ③ 深田久弥にちなむ情報発信事業
- ④ 北大路魯山人にちなむ情報発信事業
- ⑤ 加賀市ゆかりの人物紹介と発信

（４）歴史文化基本構想と民俗調査等成果の活用

- ① データベースの作成と活用
- ② 地域学習への展開と市民講座等による普及啓発
- ③ 歴史文化資産を活かしたまちづくり施策の推進
- ④ 地域活動支援の充実
- ⑤ 加賀市らしさを継承する担い手の育成

（５）各種展観施設の充実と情報発信

- ① 展観施設としての情報発信・事業の開催
- ② 外部団体の連携による情報発信

（５）加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区保存計画

（平成 17 年（2005） 4 月策定）

本計画は、加賀橋立の固有の自然、独自の風土及び伝統が創りあげた北前船の船主・船頭・船乗りの居住集落としての歴史的風致を、地域の財産として保存するとともに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、加賀橋立の生活環境の改善と加賀市の文化基盤の向上に資することを目的としている。

保存整備の考え方として、建築物等の保存整備にあたっては、橋立が北前船の船主・船頭・船乗りの居住集落として最盛期であった、明治中期の町並みの回復を目指すことを基本とする。そのために、橋立特有の民家とそれらの旧来の姿を留める建築物が集積する地区の特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施する。

（６）加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 23 年（2011） 4 月策定、平成 31 年（2019） 1 月改訂）

本計画は、加賀東谷の歴史及び伝統、自然が創りあげた山村集落としての歴史的景観を市全体の財産として保存するとともに、ふれあいや文化交流などの場として活用を図り、保存地区の生活環境の向上と加賀市の文化基盤の向上に資することを目的としている。

保存整備の考え方として、山村集落の歴史的景観の空間構成を維持することを基本とし、伝統的建造物については、「修理基準」に基づき、現状維持又は復旧修理を原則とするとともに、耐震性能と構造の補強にも努める。伝統的建造物以外の建造物は「許可基準」と「修景基準」を運用して保存地区の景観を維持していく。歴史的景観と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められた環境物件等については、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を行う。

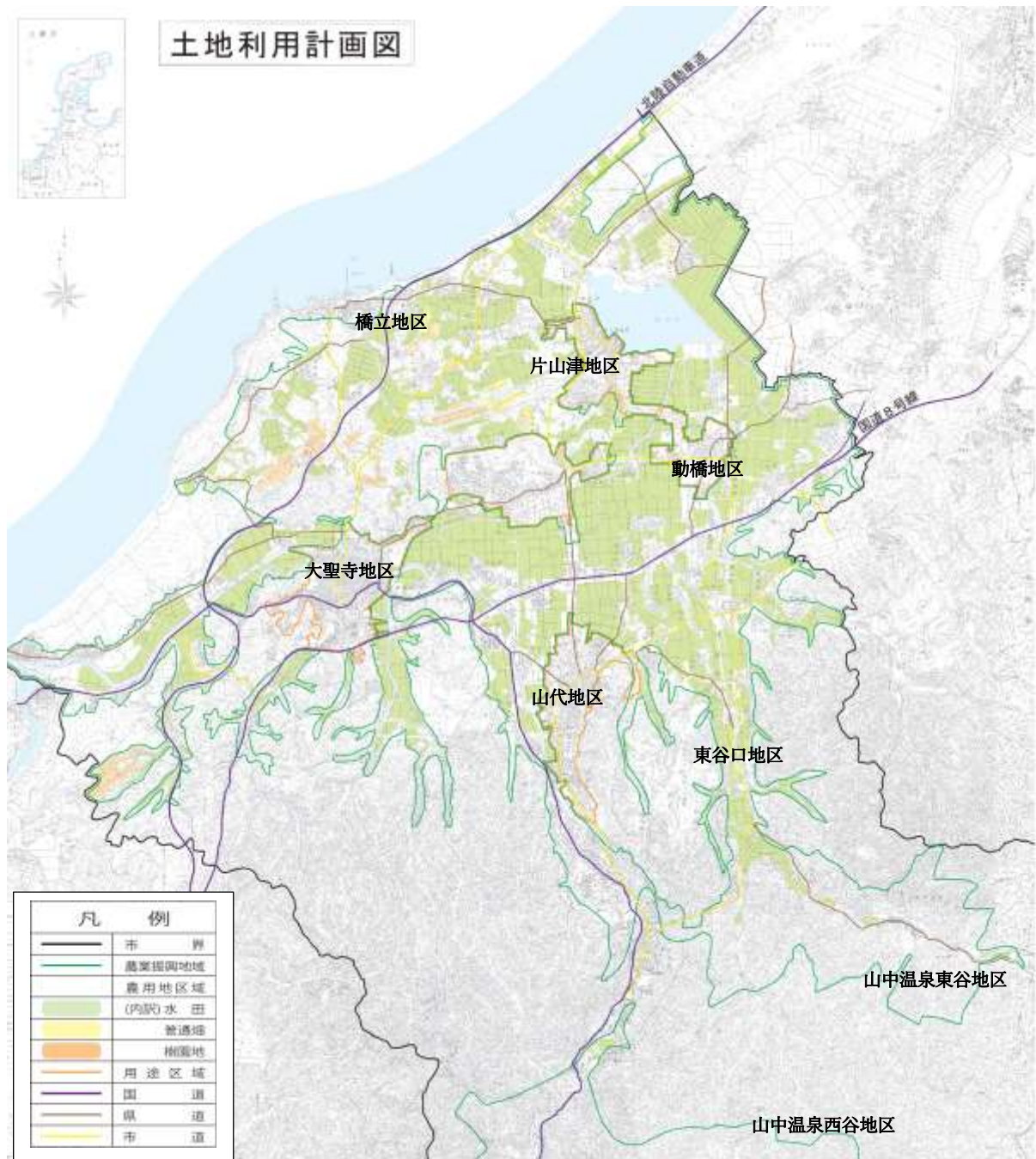
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(7) 加賀農業振興地域整備計画（平成28年（2016）1月策定）

本計画は、加賀市の農業を取り巻く環境を整理し、農家が将来の農業に対して希望を持ち、安定した経営を維持できるように、農用地の保全や農用施設の維持管理や産業としての活性化、農村景観の保全などを目的としている。

農業上の土地利用の方向性を地区別に次のように整理している。

地区	方針
大聖寺地区	農地を守る意識が強い地区であるため、生産組織の活動を強化し、水稻を主体とした土地利用を進めていく。
山代地区	コスト低減に取り組みながら、温泉地に近い地の利を活かし、温泉観光と共存した経営を含めた農業を推進する。
東谷口地区	担い手を育成し、水稻主体ではあるが、野菜や大豆、そば等の複合経営を推進しながら土地利用を進めていく。
片山津地区	地区内の農業者年齢が高齢化している状況で、両集落において作業受託組織が育成してきており、水稻および転作作物の団地化やブロックローテーションを図り、効率的な土地利用を推進する。
動橋地区	農家の経営規模は比較的大きく、担い手による農地の集積や共同作業化が進んでいる。担い手の確保、農地の集積を図りながら土地利用を進めていく。
橋立地区	果樹と観光を一体とした加賀フルーツランドが豊町にあり、一帯の果樹園の核となっていることから、この加賀フルーツランドを中心に土地利用を推進する。また、水稻は担い手や集落営農に農地を集積し、土地利用を推進する。
山中温泉東谷地区	山間部ということで、近年獣害による耕作放棄や、高齢化や後継者不足による耕作放棄が目立ってきているが、これらの対策を実施し、土地利用を推進していく。また、東谷地区では、「山中ひがしたに地区保存会」がまちおこし活動を実施しており、この組織が中心となって土地利用を進める。
山中温泉西谷地区	集落組織が中心となり、昔ながらの景観を保全し、自然と調和した農業を展開しながら、土地利用を推進する。



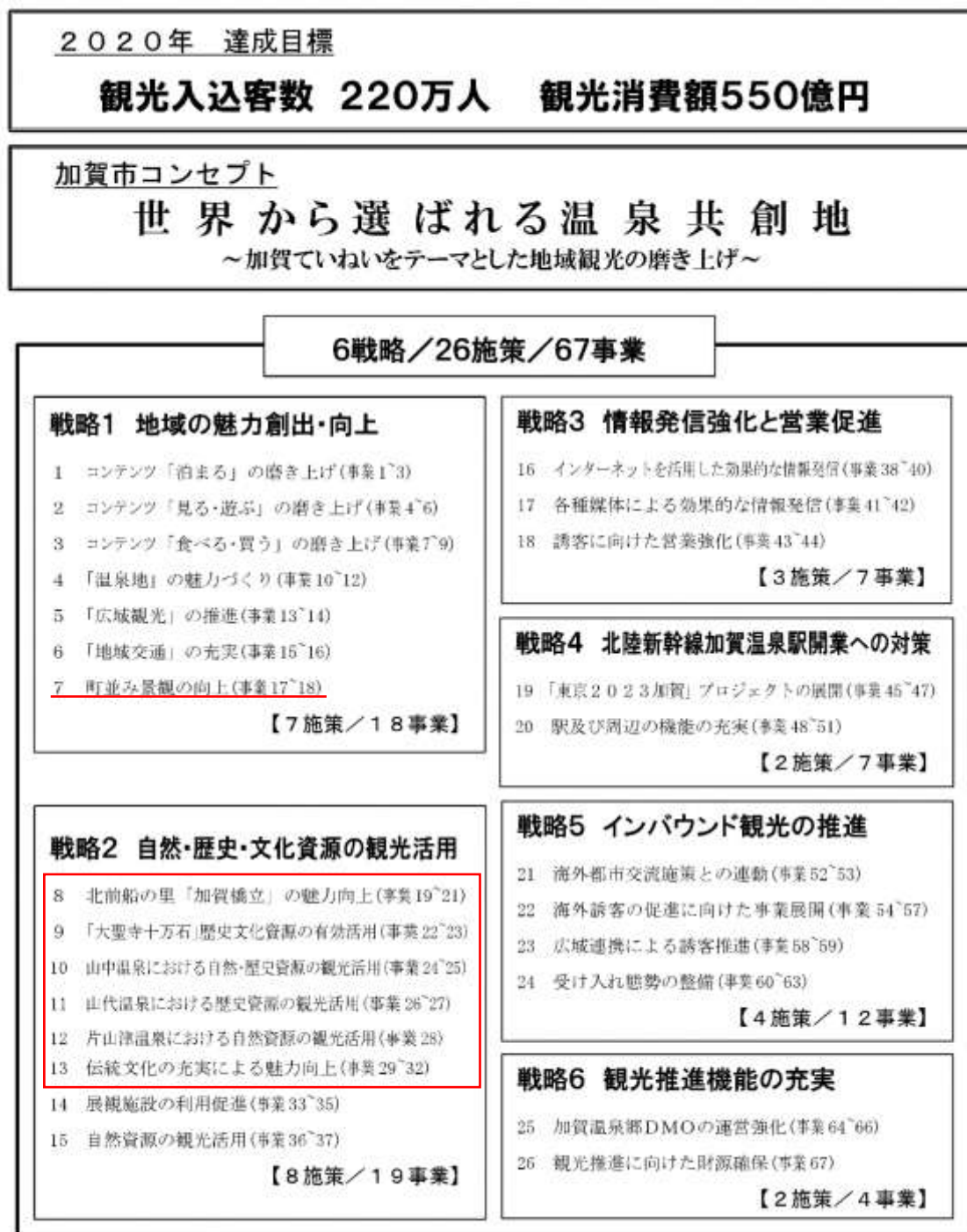
農業上の土地利用計画図

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(8) 第2次加賀市観光戦略プラン（平成30年（2018）2月策定）

本計画は、北陸新幹線金沢開業の効果を持続させつつも、令和2年（2020）の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした海外誘客のさらなる促進に向け、コンセプトを「世界から選ばれる温泉共創地 ～加賀ていねいをテーマとした地域観光の磨き上げ～」として、観光入込客数と観光消費額の増加を目指すものである。なお、期間は平成30年度（2018）～令和2年度（2020）となっている。

※東京オリンピック・パラリンピックは新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年（2021）に延期



計画の概要

（9）町屋再生計画（平成18年（2006）策定）

本市では、大聖寺地区における歴史的景観の維持、良好な居住環境の実現、まちなかの賑わい創出に向けた町屋の活用・再生に向け、平成18年（2006）に町屋再生計画を策定し、町屋再生事業（まちづくりファンド事業）を開始し、大聖寺地区内に残る町屋などの歴史的建物を対象として、外観の修繕や構造の補強、賑わい創出に貢献する施設への改修する場合の費用の一部を支援する補助制度を行っている。これまでに、25件がこの制度を活用し、再整備された。城下町大聖寺は多数の町屋を有し、町並みを形成しているため、事業展開に併せて町屋再生計画と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

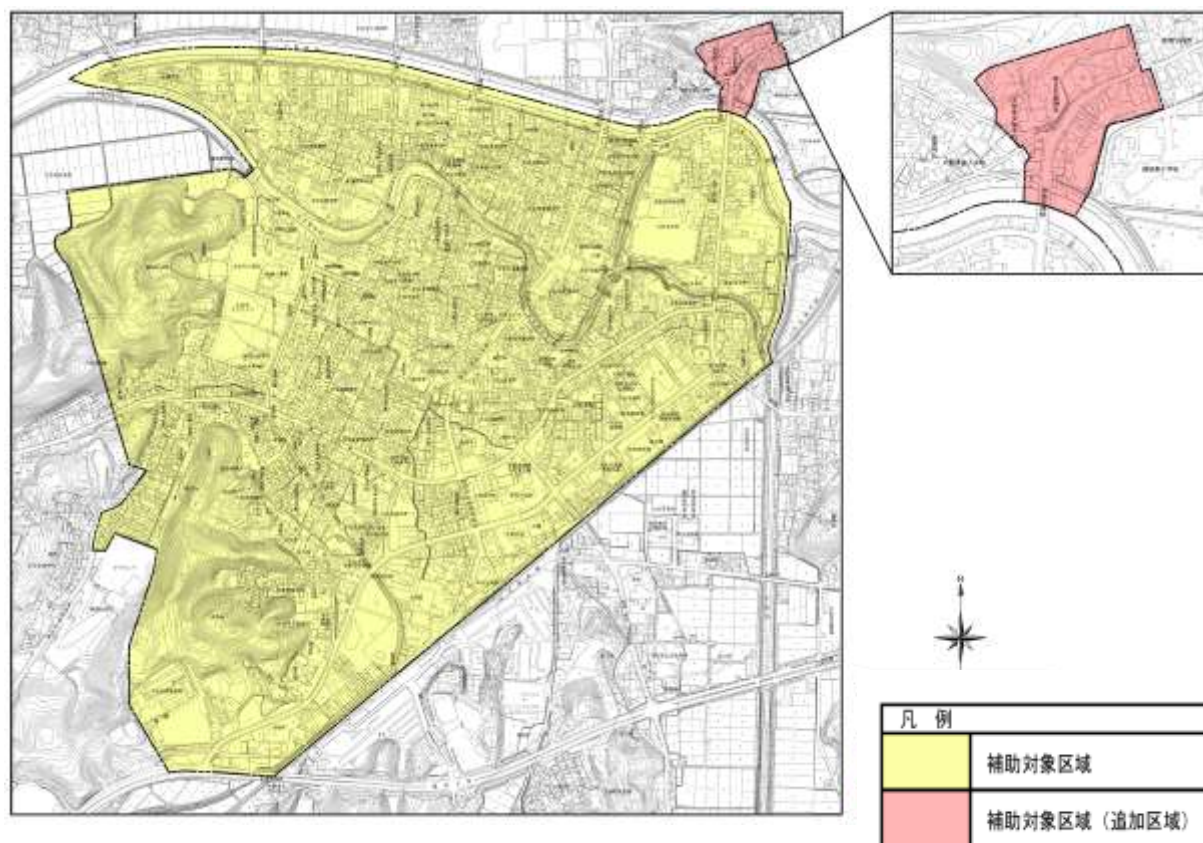
なお、補助の対象区域は、町屋が集積する市街地のうち、大聖寺川、JR北陸本線、旧大聖寺川および錦城山で囲まれた区域（約230ha）としている。

町屋再生事業の補助制度

補助対象建物	昭和30年以前に建てられた建築物で、伝統的建築形態を残すもの
--------	--------------------------------

区分	補助内容	補助率	補助 限度額
外観の修繕	・道路等から通常見える範囲の外観を対象とする ・町屋などの伝統建築形態を維持、回復するための工事で、漆喰等の伝統的な素材を用いたもの ・構造の補強・耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基礎等）の補強工事	1/2	150万円
構造の補強	・耐力上必要な主要構造部（柱、梁、筋交い、基礎等）の補強工事 ・構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事	1/2	250万円
事業用部分の改修	・事業用部分の改修工事（ギャラリー・作業場・店舗等） ・賑わいの創出に寄与するもの	1/2	150万円

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針



町屋再生計画の補助対象範囲

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物に関しては、国、県、市の指定文化財、登録有形文化財などに指定もしくは登録されているものは、引き続き文化財保護法、石川県文化財保護条例、加賀市文化財保護条例などにに基づき適切に維持管理を図る。また、歴史的な町並みについては、各地区の伝統的建造物群保存地区保存計画をはじめとする加賀市の事業なども活用しながら、維持向上に努めていく。

未指定の歴史的建造物は、建築様式や建築時期などの実態調査を行い、必要に応じて、指定文化財、登録有形文化財もしくは伝統的建造物群保存地区建造物に指定等を行い、適切な保存と活用を図る。また、損傷が進行している建造物は、所有者等の理解を得たうえで上記のような対策を講じるほか、所有者に修理への支援策を示しながら負担の軽減を図り、周辺住民等との協働で維持管理や活用していく方策を検討する。

加賀市に所在する歴史的建造物は市内各所に見ることができ、広く分散している。観光客が多く訪れる地域においては、建造物の維持向上だけでなく耐震性の強化と防火体制の整備も重要である。今後改修等を行う際は、耐震性が十分でない建造物の耐震補強等も重視して実施する。

(2) 歴史的町並み環境の保全・形成に関する方針

既存計画との整合を図りながら、外観修景等や空き家の活用、電線の地中化を進めていく。

(3) 伝統行事などの伝統文化の継承に関する方針

市内の文化団体を網羅した文化協会を発足させ、様々な文化団体、教育機関、文化施設が連携、協力を図り、分野やレベルに応じた人材育成や後継者の養成を行う必要がある。また、住民主導の地域文化活動を支援するための受け皿となる、文化団体組織の体制を整える必要がある。

地域固有の伝統行事や祭礼、伝統的な民俗芸能などの実施組織の強化や後継者の育成に向けた活動は、地域コミュニティの活性化や観光に寄与することが期待されることから、必要に応じて実態調査を行ったうえで活動の継承につながる支援や仕組みづくりを進めるとともに、民俗文化財としての指定などを検討する。

活動継承のための取り組みとしては、担い手の育成のため、若い世代、とくに子供たちを対象として、活動を披露する機会や活動に参加できる機会の創出を図る。また、当面の活動を支える人材確保のためには、ボランティアの受け入れなど幅広い協力体制の構築を行う。なお、継承への取り組みや、活動で使用する道具の修理などに対しては、適用可能な補助や助成により支援を行う。

学習による継承については、担い手である地域住民の意識の向上を図るため、講演会やイベントを通じてその活動の意味や重要性、地域との歴史的なつながりを再確認し、継承への意欲を高める取り組みを地域や学校、関係団体などと連携しながら進める。

（４）歴史的風致の情報発信と活用に関する方針

既存の施設整備や旧新家家をはじめとした歴史的建造物の活用機会を利用し、公開していない埋蔵文化財など収蔵品の資料の有効活用を図る。また、市民等の文化活動や地域の文化振興拠点施設としても活用を図っていくことも検討する。

展観施設・文化施設は、施設の連携や特色に応じた魅力的な事業展開が求められることから、展観施設においては、調査・研究、展観事業を積極的に行い、事業の質の向上を図るとともに市内外からの集客を目指す。また、施設全体としては、サービスの維持向上、適切な施設管理及び計画的な修繕等を実施していく。

また、歴史的町並み周辺の歴史的環境と見学者の利便性を向上させるため、周辺景観や土地利用等との整合性をとりながら、慢性的に不足している駐車場やトイレの設置、地域住民はもちろん観光客も利用できる公園の整備などを検討し、計画的な整備を実施する。

ほかにも JR 大聖寺駅から来る観光客がスムーズに目的地にたどり着けるよう、案内板等の情報提供や情報発信施設の整備を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制については、建設部都市計画課と観光推進部文化振興課を事務局とした庁内推進組織を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「加賀市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。また、必要に応じて、加賀市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。

